

# 公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

## 記

### 1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名：「六ヶ所保障措置分析所の清掃・ワックス塗布」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 納 期：2026年 3月31日
- (5) 作 業 期 間：2025年 4月 1日 から 2026年 3月31日
- (6) 納 入 場 所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4-108  
公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置分析所内指定場所

### 2. 必要書類等の提出場所等

#### (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等

郵便番号：110-0015  
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階  
機 関 名：公益財団法人核物質管理センター  
担 当 部 署：総務部 契約課  
フリガナ：イイズミ ジュンコ  
担 当 者 名：飯泉 順子  
電 話 番 号：03-5816-7765  
F A X：03-3834-5265  
M a i l：keiyaku-info@jnmcc.or.jp

#### (2) 参加意志確認書の提出期限

2025年 2月17日(月) 午後4時まで  
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)  
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。

#### (3) 提出書類(電子メール可)

- ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の写し(「3.(2)」参照) 1部
- ・資格要件確認書に記載する資料 1部

### 3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

#### (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。

- ①成年被後見人
- ②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)
- ③破産者で復権を得ない者
- ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

#### (2) 2024年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

### 4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。  
審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。  
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2025年 1月29日

公益財団法人核物質管理センター  
総務部長 猪 狩 和

提出方法 (いずれか)	⇒	電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒	可

公益財団法人核物質管理センター  
総務部長 猪狩 和 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

### 参加意思確認書

2025年1月29日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

1. 業務等の名称 「六ヶ所保障措置分析所の清掃・ワックス塗布」
2. 添付資料（公募説明書において提出を求めた書類）
  - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）を証する書類
  - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
  - (3) その他必要な書類

所 属  
役 職 名  
氏 名  
電 話 番 号  
F A X 番 号  
電 子 メール

資格要件確認書						
契約番号	313-001		請求元課室	設備課		
契約件名	六ヶ所保障措置分析所の清掃・ワックス塗布		購買区分	A・B・C・ <b>D</b> ・E		
参加者名			評価の有無	無 <b>有</b> (下記のとおり)		
評価項目	仕様書ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
				判定	判定理由	判定者
1 業務の実施・ 管理体制等	1.1 業務の実施体制					
	1.2 品質管理及び情報セキュリティ体制					
	1.3 コンプライアンス					
2 技術確認事項	2.1 技術能力の確認	P1 2	関係法令を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施すること。	過去5年以内に同等なサービスを提供した実績を証明する契約書又は作業計画等の見込み書類。		
		P6 14(2)	日本原燃株式会社への申請書の作成ができること。	放射線管理手帳の有無、又は6ヶ月以内に電離検診を受診したことを証明できること。		請求元 課室長
		P6 14(3)	OSLにおける放射線作業従事者の指定を受けられること。	放射線管理手帳の有無、又は6ヶ月以内に電離検診を受診したことを証明できること。		
	2.2 技術設備の確認					
	2.3 物品性能の確認					
2.4 物品の実績の確認						

注) 各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し、当該資料を入札仕様書又は見積書に添付のうえ契約担当者へ提出すること。

提出方法 (いずれか) ⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略 ⇒ 可

### 格要件確認書

契約番号: XXX-XXX  
 契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX  
 社名: ●●●●株式会社

社名を記入してください。  
 ※社印は不要です。

請求元  
 購買  
 評価の有無

提出する資料名を記入してください。

評価項目	仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄			
				判定	判定理由	判定者	
1 業務の実 管理体制等		※タイトル行(太線内)は変更しないでください。 ① 〇〇のスキル(業務遂行に必 要な有資格等)が確保されて	〇〇資格証(写)		「センター記入欄」には何も記入しないでください。		
		開発を含む)が確立している こと。 ② 情報セキュリティに対する 管理体制 と。	QMS体制図 情報セキュリティ体制				
2 技術確認事項	2.1 技術能力の 確認	P.1 2(3) ① 〇〇の資格を有する作業 員を配置できること。	●●資格証(写) □□証明書				
	2.2 技術設備の 確認						
	2.3 物品性能の 確認	P.3 4(1) の性能要件を満たしているこ と。	製品のスペックがわかる資 料(カタログ等)				
	2.4 物品の実績 の確認	P.4 5(1) ① 過去5年間で、当該製品 は、(耐震設計基準●クラス で)納入実績を示すこと。	納品実績表				

本書は、案件ごとに記入してください。  
 記入後の本書と証明資料は、入札仕様書  
 等の書類と合わせて、入札仕様書等の提  
 出期限までにメールまたはFAXにて提出し  
 てください。

複数例示された資料から選  
 択する場合は提出する資料  
 名を○で囲んでください。

例示された資料と提出資料が異なる  
 場合は実際の資料名に訂正してくだ  
 さい。

六ヶ所保障措置分析所の清掃・ワックス塗布

仕 様 書

2025 年度

公益財団法人 核物質管理センター

## 目次

1. 件名.....	1
2. 目的及び概要.....	1
3. 作業実施場所.....	1
4. 納期.....	1
5. 作業内容.....	1
6. 業務に必要な資格.....	3
7. 支給品及び貸与品.....	4
8. 提出書類.....	4
9. 検収条件.....	4
10. 契約不適合責任.....	5
11. 適用法規・規定等.....	5
12. 特記事項.....	5
13. 総括責任者.....	6
14. その他.....	6

## 1. 件名

六ヶ所保障措置分析所の清掃・ワックス塗布

## 2. 目的及び概要

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下「センター」という。）六ヶ所保障措置センター（以下「六ヶ所センター」という。）六ヶ所保障措置分析所（以下「OSL」という。）内の職場環境を清潔な状態に維持するとともに、ダスト等の吸い込みによる分析装置等の不具合の発生を抑制するために実施する清掃及びワックス塗布作業の仕様について定めたものである。

受注者は、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施するものとする。

## 3. 作業実施場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖附4-108  
日本原燃株式会社 六ヶ所再処理施設内  
OSL 内指定場所

## 4. 納期

2026年3月31日

## 5. 作業内容

### 5. 1 実施期間

2025年4月1日 ～ 2026年3月31日

### 5. 2 作業回数

(1) 清掃作業 計24回（2回／月を目安）

（作業日は事前に六ヶ所センター設備課と協議し決定すること。）

(2) ワックス塗布 計4回（1回／四半期）

（作業日は事前に六ヶ所センター設備課と協議し決定すること。）

### 5. 3 作業場所

清掃等の対象室名称及び床面積は下記のとおりである。

(1) 保障措置第1分析室（部屋番号 Y0307） 約224m<sup>2</sup>

(2) 地下2階保障措置廊下（部屋番号 Y0313） 約24m<sup>2</sup>

- |                                 |                     |
|---------------------------------|---------------------|
| (3) 保障措置保管室 (部屋番号 Y0351)        | 約9 m <sup>2</sup>   |
| (4) 保障措置第1階段室 (部屋番号 Y0310)      | 約15 m <sup>2</sup>  |
| (5) 非破壊測定準備室 (部屋番号 Y0309)       | 約28 m <sup>2</sup>  |
| (6) 保障措置気送設備電気盤室 (部屋番号 Y0411)   | 約42 m <sup>2</sup>  |
| (7) 保障措置分析試料分配機第1室 (部屋番号 Y0414) | 約16 m <sup>2</sup>  |
| (8) 地下1階保障措置第1廊下 (部屋番号 Y0413)   | 約24 m <sup>2</sup>  |
| (9) 作業室 (部屋番号 Y0445)            | 約18 m <sup>2</sup>  |
| (10) 第3サブチェンジングルーム (部屋番号 Y0412) | 約52 m <sup>2</sup>  |
| (11) 保健物理室 (部屋番号 G0416)         | 約24 m <sup>2</sup>  |
| (12) 地下1階保障措置第2廊下 (部屋番号 G0446)  | 約8 m <sup>2</sup>   |
| (13) 保障措置第2分析室 (部屋番号 Y0512)     | 約126 m <sup>2</sup> |
| (14) 保障措置第3分析室 (部屋番号 Y0509)     | 約98 m <sup>2</sup>  |
| (15) 地上1階保障措置室廊下 (部屋番号 Y0513)   | 約36 m <sup>2</sup>  |
| (16) 書庫 (部屋番号 Y0547)            | 約9 m <sup>2</sup>   |
| (17) 分析機器保管補修室 (部屋番号 Y0511)     | 約28 m <sup>2</sup>  |
- ただし、(4) 保障措置第1階段室 (部屋番号 Y0310) のワックス塗布作業は、地下2階の階段室の床面とする。

#### 5. 4 作業仕様

##### (1) 清掃作業

- ① 床に置かれた椅子、作業台等の移動可能な物品については、作業の支障とならない場所に移動すること。



- ② 自在ホウキ、チリトリ、ポリ袋、ダストモップ、掃除機、ダスタークロス、帯電防止剤、フェイスマスク（以下、「清掃用具」という。）を使用し、床等の埃、粉塵等を回収すること。
- ③ 保障措置第1階段室（Y0310）については、2ヵ月に1回、電線管、プルボックスの上部等を清掃すること。
- ④ 第3サブチェンジングルーム（Y0.412）については、2ヵ月に1回、靴箱、防護マスク収納棚等の上部を清掃すること。
- ⑤ 発生した廃棄物は、指定した廃棄物収納容器に分別して廃棄すること。
- ⑥ 移動した物品は、移動前の場所に戻すこと。
- ⑦ 清掃作業終了後は、OSL内の指定場所に清掃用具を収納すること。
- ⑧ 受注者は、本作業で使用する清掃用具を準備すること。

## (2) ワックス塗布作業

- ① 床に置かれた椅子、作業台等、移動可能な物品については、作業の支障とならない場所に移動すること。
- ② 濡れモップ、ポリッシャー等により床の汚れを落とすこと。
- ③ 樹脂ワックスを塗布すること。
- ④ ワックスを乾燥させた後、移動した物品を元の位置に戻すこと。
- ⑤ 発生した廃棄物は、指定した廃棄物収納容器に分別して廃棄すること。
- ⑥ 清掃作業終了後は、OSL内の指定場所に用具を収納し保管すること。
- ⑦ 受注者は、本作業で使用するワックス塗布用具（樹脂ワックス、フラッシュモップ、フラッシュタンク、キムタオル、床洗浄用洗剤、床洗浄用フロアパッド、水拭きモップ、水拭きモップ柄、インスタロックシャワーフィート、床用スクイジー、ポリッシャー、送風機、電工ドラム）を準備すること。

## 5. 5 検査

作業終了後、六ヶ所センター設備課の保安立会者と受注者の現場責任者で以下に示す目視検査を実施する。

- (1) 埃、粉塵等が回収されていること。
- (2) 移動した物品等が元の場所に戻されていること。
- (3) 作業で使用した清掃用具等が指定場所に収納されていること。
- (4) 作業日報に記入漏れがないこと。

## 6. 業務に必要な資格

なし

## 7. 支給品及び貸与品

### 7. 1 支給品

- (1) 品名 : 電気、紙テープ等
- (2) 数量 : 必要量
- (3) 支給場所 : OSL 内作業場所
- (4) 支給時期 : 作業期間中
- (5) 支給方法 : 現場支給

### 7. 2 貸与品

- (1) 品名 : 放射線測定器、防護衣、防護マスク、ポケット線量計、掃除機
- (2) 数量 : 必要数
- (3) 貸与場所 : OSL 内作業場所
- (4) 貸与時期 : 作業期間中
- (5) 貸与方法 : 現場貸与

## 8. 提出書類

No.	書類	提出時期	部数
1	品質保証計画書	契約後 2 週間以内に	1
2	作業工程表	作業開始 1 週間前までに	1
3	作業要領書 <sup>※1</sup>	作業開始 1 週間前までに	1
4	作業日報	作業後 1 週間以内に	1
5	議事録	打合せを実施した場合速やかに	1
6	六ヶ所センター設備課が要求する書類	六ヶ所センター設備課が要求する提出期限までに	1

※1 ワックス塗布作業で使用する化学薬品については、SDS と化学物質のリスクアセスメントを添付すること。

承認返却が必要な書類は、受注者が準備すること。

(提出場所) 六ヶ所センター 設備課

## 9. 検収条件

「5. 作業内容」に示す作業を完了し、「8. 提出書類」の確認並びにセンターが仕様書に定める業務が実施されたと認めるときを以て業務完了とする。

## 1 0. 契約不適合責任

- (1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下、「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。
- (2) (1) の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

## 1 1. 適用法規・規定等

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 放射性同位元素等の規制に関する法律
- (4) 六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定
- (5) その他、関係法令等

## 1 2. 特記事項

- (1) 受注者は、業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果、その他のすべての資料及び情報をセンターの施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面によりセンターの承認を受けた場合はこの限りではない。
- (2) 受注者は、六ヶ所センター設備課から保安上の指示を受けた場合は、その指示に従い行動すること。
- (3) 受注者は、本仕様書の記載事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、センターと協議の上、その決定に従うこと。
- (4) 受注者は、使用する下請け業者（材料、機器等の購入先、労務の提供先を含む）の全ての責任を負うこと。
- (5) 受注者は、設置する設備及び機器に適用される法令を調査し、申請又は届出の要否を確認すること。また、申請又は届出が必要な場合は受注者が代行するか、代行できない場合は六ヶ所センター設備課へその旨を報告すること。
- (6) 受注者は、六ヶ所センターが定める規定に準じ、作業を実施するとともに、六ヶ所センターに申請するものについては事前に申請すること。
- (7) 受注者は、電動機具（ポリッシャー、送風機等）を使用する場合は、

六ヶ所センター設備課の保安立会者が指示するコンセントから給電すること。

(8) IAEA 設置機器等に対する取扱い

- ① 受注者は、IAEA が設置したカメラ、コンピュータ、封印機器等には接触しないこと。
- ② 受注者は、IAEA が設置したカメラの監視範囲では、視界の妨害及び疑義が生じるような行動は避けること。設置機器等への接触または封印を損傷した場合は、速やかに保安立会者に連絡し、その指示に従うこと。

1 3. 総括責任者

受注者は、本作業を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせること。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本作業履行に関する六ヶ所センター設備課との連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持及びその他本作業の処理に関する事項

1 4. その他

- (1) 本作業時間は、原則として六ヶ所センターの就業時間に準ずること。ただし、ワックス塗布作業は、土曜日の日中に実施すること。
- (2) 受注者は、日本原燃株式会社再処理工場 AK 出入管理建屋の出入りに必要な申請書を作成し、申請または届出を行うこと。
- (3) OSL で作業を実施する者は、OSL における放射線業務従事者の指定を受けること。
- (4) 安全対策及び作業安全については、事前に六ヶ所センター設備課と打ち合わせを行い、作業の安全確保に万全を期して行うこと。
- (5) 本契約に関わる作業において、六ヶ所センターの設備・機器等を損傷させた場合は、受注者の責任において六ヶ所センター設備課が指定する期日までに復旧させること。

以上